

3月になりました 税の申告や車の手続は お済みですか？

別府税務署から確定申告のお知らせ

令和3年分確定申告の納付期限は下記のとおりです。期限内の納付をお願いします。

申告の納付期限・振替納税の振替日

税目	納付期限	振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(火)	4月21日(木)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(木)	4月26日(火)

※納税は自宅などから手続ができる「ダイレクト納付」や、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp> または「国税庁」で検索) をご覧ください。

※不明点は、下記へお問い合わせください。

問 別府税務署 ☎ 23-2111 ※自動音声案内

市県民税の申告は市役所へ

申告期限 3月15日(火) まで(土・日曜日除く)

受付会場・時間 市役所1階レセプションホール 9時～16時

※郵送受付も行っています。

◎国民健康保険税や医療費の自己負担限度額、後期高齢者医療保険料、公営住宅の家賃、認可保育園の保育料などの算定を正しく行うためには、次の人も申告が必要です。

※市内に住所を有する親族の扶養控除の対象であれば申告不要。

①収入がなかった人(学生、休職中、預貯金で生活など)

②非課税収入(雇用保険、児童扶養手当、労災保険、老齢福祉年金)のみの人

③非課税収入(遺族年金、障害年金)のみの人。ただし一度申告すれば原則翌年度以降は申告不要です。

※扶養親族がいる場合は、翌年度以降も申告必要。

④合計所得金額1,000万円超で確定申告を必要としない人の同一生計配偶者(同一生計配偶者本人の課税資料が提出されている場合を除く)。

※詳しくは市報1月号6ページ、2月号10ページまたは市ホームページをご覧ください。

※マスクを着用してください。また風邪の症状がある人は入場できません。

※時間帯によって窓口が混み合うことがあります。

会場の待ち状況が確認できます▶

問 市民税課普通徴収係 ☎ 21-1119



自動車の廃車・名義変更などは3月中旬

自動車の税金(軽自動車は市税、普通自動車は県税)は、4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。軽自動車税(種別割)の税額は初年度検査年月から13年を超える車両に対して、重課税が適用されます。詳細は下記へお問い合わせください。

4月1日現在	4月2日以降
軽自動車 所有者に課税 <ul style="list-style-type: none"> ●新規登録…令和5年度から課税 ●廃車…令和4年度まで課税 ★月割課税制度なし ●名義変更…令和5年度から新しい所有者に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ■市外に転出する場合は、下表①の各申告手続先で住所変更などの手続が必要です。 ■125cc以下の原付バイク所有者が市外に転出する場合、転出先の市町村で廃車(抹消登録)と新規登録ができる場合があります(ナンバープレートが必要)。転出先の市町村へお問い合わせください。
普通自動車 所有者に課税 <ul style="list-style-type: none"> ●新規登録…登録した翌月から課税 ●廃車…廃車手続した月まで課税 ★月割課税制度あり ●名義変更…令和5年度から新しい所有者に課税 	<ul style="list-style-type: none"> ■名義人が住所を変更した場合、県税事務所(電話可)と運輸支局に届出をしてください。 ■引越しや売買によって、他の都道府県のナンバーに変わった場合、自動車税(種別割)の月割計算による還付や新たな課税はされません。

区分	車種	申告手続先
①軽自動車	原付(125cc以下)、 小型特殊自動車	別府市役所 市民税課 32番窓口(税制係) ☎ 21-1119 ※廃車申告手続のみ各出張所でもできますが、ナンバープレートと本人確認書類が必要です。
	四輪軽自動車	大分県軽自動車協会 ☎ 097-524-0222 (代行) ※有料
	バイク(126cc以上)	九州運輸局大分運輸支局
		別府地区自家用自動車協会(若草町3-32) ☎ 25-1284
②普通自動車		☎ 050-5540-2087

▶▶ご注意ください!

自動車やバイクを使用しなくなったときは3月末までに廃車(抹消登録)や名義変更(移転登録)の申告手続を行わないと、引き続き課税されます。

▶▶税の減免制度

身体に障がいのある人などが一定の要件に該当する場合、軽自動車税(種別割)または普通車の自動車税(種別割)が減免になる制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問 軽自動車：市役所市民税課税制係 ☎ 21-1119 / 普通自動車：大分県別府県税事務所 ☎ 67-8211

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免申請の期限は3月31日(木)です。

令和3年の事業収入等が令和2年の当該事業収入等に比べて3割以上減少する(令和3年度に賦課された令和2年度相当分の保険税、保険料の減免の場合は令和2年の事業収入等と令和元年の当該事業収入等を比較します)など、要件に該当する人は早めに申請してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。
 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請 保険年金課
 ☎(21)1148

国民健康保険証の発送

◆70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人(昭和27年3月2日〜昭和27年4月1日生ま

れ)へ、令和4年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を3月下旬に郵送します。

申請 保険年金課
 ☎(21)1148

重度身体障がい者タクシー利用券の交付

重度身体障がい者がタクシーを利用した場合、利用料の一部を助成しています。

配布期間 3月25日(金)〜
 対象 下肢機能、体幹機能

または移動機能障害2級以上の身体障害者手帳をお持ちの人

※総合等級ではありません。
 ※必要書類 身体障害者手帳、印鑑

交付・申請 障害福祉課
 ☎(21)1413

公園テニスコートの利用方法の変更

4月から受付をべっぷアリーナで行います(事前予約も開始します)。

また、毎週水曜日と年末年始が定休日になります。

申請 スポーツ推進課
 ☎(21)8088

国民健康保険・後期高齢者医療制度夜間窓口

「日中仕事で納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。

保険税・保険料の納付や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話相談も受け付けます。

日時 3月9日(水)、24日(木)
 17時30分〜20時
 申請 保険年金課
 ☎(21)1148

後期高齢者医療制度の窓口負担割合が見直しされます

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者のうち一定以上の所得がある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。



◆一定以上の所得があるとは

以下のどちらの条件にも該当する人

- ①世帯に住民税課税所得が28万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。
- ②単身世帯 「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上
- 複数世帯 世帯内の後期高齢者医療制度の全被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

※詳細は、厚生労働省及び大分県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

申請 厚生労働省後期高齢者窓口負担割合コールセンター(3月末まで) ☎0120-002-719 (月曜日〜土曜日/9時〜18時)
 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
 保険年金課 ☎21-1148

募集 令和5年成人式実行委員

内容 実行委員会を組織し、月1〜2回程度の会議を行い成人式の企画、準備、運営を行います。

※令和5年成人式は令和4年度中に名称が変わります。(改正民法施行のため)

対象 平成14(2002)年4月2日〜平成15(2003)年4月1日の間に生まれた人

申込方法 電話、メール、FAXのいずれかで下記へ申込み(氏名、住所、電話番号、生年月日、出身中学校をご連絡ください。)

申請 社会教育課
 ☎ 21-1587
 FAX 22-5100
 ☐ lle-be@city.beppu.lg.jp



子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか

子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童を養育する世帯に、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童
支給額 児童1人10万円
申請期限 3月31日(木)まで

※詳細は下記コードまたは左記へお問い合わせください。



申請 子育て支援課
 ☎ 21-1427

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

別府市では、市内小中学校に在籍し、法令に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者を対象に、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

そのうち、学用品・通学用品購入費及び新入学学用品・通学用品購入費の支給については、保護者が購入した際の領収書などが必要です。申請を希望する場合は、領収書などの保管をお願いします。

※詳細は左記へ。
問 学校教育課
 ☎ 21-1574

ひとり暮らし高齢者などの実態調査にご協力を

ひとり暮らし高齢者などを対象に、安否確認や緊急時の支援などに活用するため、高齢者福祉課が民生委員に依頼し、訪問調査を毎年実施しています。

3月から6月頃にかけて、地区担当の民生委員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

〈対象者〉

- 在宅で生活している人で、下記のいずれかに該当する人
- ① 令和3年度、令和4年度中に満65歳に到達する人
 - ② 65歳以上でひとり暮らしの人など
- ※民生委員には個人情報に対する守秘義務があります。



問 高齢者福祉課
 ☎ 21-1442

募集 市役所中庭キッチンカー（移動販売車）事業者



庁舎中庭の有効活用として、お昼の時間を中心に食品移動販売を誘致し、ランチやお茶のできる市民の憩いの場としての利用を目指します。



募集期間 3月1日(火)から随時
開始予定日 4月頃から
 (市役所開庁日の月・水・金曜日)
販売予定時間 10時30分～14時
出店台数 1日4台程度(希望台数でローテーションを組みます)
 ※詳細は、市ホームページ掲載の「募集要項」をご確認ください。

問 総務課管財係 ☎ 21-1118

宝くじ助成金によるコミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るためのコミュニティ助成事業を行っています。

境川地区防災士会防災備品の整備

地域の防災力向上を図るため、令和3年度の宝くじ助成金を活用して、境川地区防災士会にバッテリー、ソーラーパネル、テント、発電機、投光器、リヤカー、ストーブを整備しました。



問 防災危機管理課 ☎ 21-2255



普通救命講習

日時 3月13日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階
第1会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺蘇生法、AED

取扱い要領、止血法など

定員 15人(先着順)

※電話で左記へ申込み

※当分の間市内居住または市内事業所などでお勤めの人に制限します。

※受講の際は、感染症対策にご協力ください。

① 消防本部警防課

☎(25)1124

浄化槽をお使いの皆さんへ 浄化槽の法定検査 を受検しましょう

浄化槽は定期的な保守点検と清掃のほか、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認する法定検査を年1回受検する義務があります。きれいな川を守るためにも法定検査を受検しましょう。

※検査には手数料がかかります。

② 東部保健所衛生課

生活衛生・環境班

☎(67)2513

生活環境課別府市リバーサイドオアシス春木苑

☎(66)1831

検査の申込

大分県環境管理協会

☎097(567)1855

3月1日～7日は 春季全国火災予防 運動週間

おうち時間 家族で点検火の始末

いのちを守る10のポイント

4つの習慣

・寝たばこは絶対にしない、させない。

・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

・コンロを使うときは火のそばを離れない。

・コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。

6つの対策

・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。

・火災の早期発見のために、

住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

③ 消防本部予防課

☎(25)1125

消費生活相談

消費生活に関するトラブルなどの相談を受けています。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時30分(祝日除く)

場所・④ 別府市消費生活センター(市役所4階産業政策課内)

☎(21)1881

広告掲載募集

市では、市の資産を活用した広告掲載事業を実施しています。左記の媒体を使って、会社のPRをしてみませんか。

ホームページ広告

別府市ホームページのトップページにバナー(画像)またはテキスト(文字)を掲示 ※随時受付しています。

掲載期間 令和4年5月2日(月)～令和5年4月30日(日)

申込期限 3月31日(木)必着

種類	枠数	1枠当たり月額(税込)
バナー	10	1万円
テキスト	5	1万円

⑤ 情報政策課

☎(21)1124

清掃車両広告

ごみ収集車両の両側面及び背面に広告を掲示

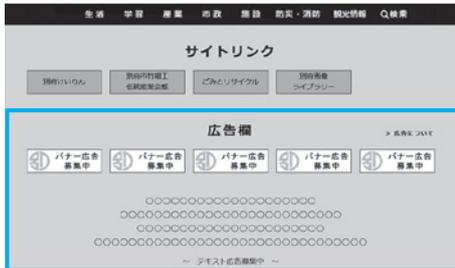
掲載期間 令和4年5月2日(月)～令和5年4月28日(金)

申込期限 4月1日(金)必着

対象車両	台数	1台当たり年額(税込)
3トン車	1	24万円
3.5トン車	1	27万6千円

⑥ 生活環境課清掃事務所

☎(66)5353



ホームページ下部の太枠内が広告掲載スペースです



農地農業相談

日時 3月17日(木)

13時30分～15時30分
場所 市役所4階
農業委員会会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利用最適化推進委員

※予約は3月9日(水)までに電話で左記へ申込み。

申問 農業委員会事務局
☎(21)1178

事業承継相談会 (要予約)

事業承継に関する様々な問題解決を支援する相談会を開催します。

対象 別府市で事業を営む個人・法人

日時 4月20日(水)
10時～16時

(事前予約制・1組50分)
場所 市役所3階
3F-1会議室

※現地開催及びオンライン(zoom)開催

相談員 大分県事業承継・引継ぎ支援センター
エリアコーディネーター

持ち物 事業の概要がわかるもの(パンフレット、決算書、申告書など)

※4月15日(金)までに左記へお申し込みください。

※先着順。

5組に達し次第受付を終了します。

申問 産業政策課
☎(21)1132



債務者相談会 (要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題で困りの人はご相談ください。

日時 3月10日(木)

13時30分～16時30分
場所 市役所4階
4F-2会議室

定員 各6人(先着順)

※電話で左記へお申し込みください。

申問 産業政策課
☎(21)1881

道路の「里親」募集

市民の皆さんや団体、事業所などが道路の里親となり、身近な道路を養子とみ

なして清掃などの美化活動を通じ、面倒を見ていただく制度です。

申込方法 「里親」として管理していただける道(市道及び県道)の区域

を決めてからお申し込みください。

※詳細は、左記へお問い合わせください。

申問 都市整備課
☎(21)2560

狂犬病予防注射

◆狂犬病予防注射の案内文書
を3月中旬に送付します

案内文書に

記載された登録

事項(飼い主の

住所・氏名及び

犬の名前など)を

ご確認ください。

犬の死亡、登録事項が変更になった場合は必ず生活

環境課に届け出てください。

集合注射会場(案内文書に記載)は混雑が予想されます。かかりつけの動物病院での受診をお勧めします。

※詳細は市報4月号に掲載します。

申問 生活環境課
☎(21)1134



市報べっぷ広告募集

申問 秘書広報課 ☎21-1123

募集範囲 令和4年5月号～10月号掲載分

発行部数 約5万部

広告の種類

種類	掲載寸法・カラー	1枠当たり月額(税込)
1種広告	横88mm×縦48mm モノクロまたは2色	3万円(税込)
2種広告	横178mm×縦48mm モノクロまたは2色	6万円(税込)

申込期限 3月10日(木)まで
(以後空き枠について随時受付)

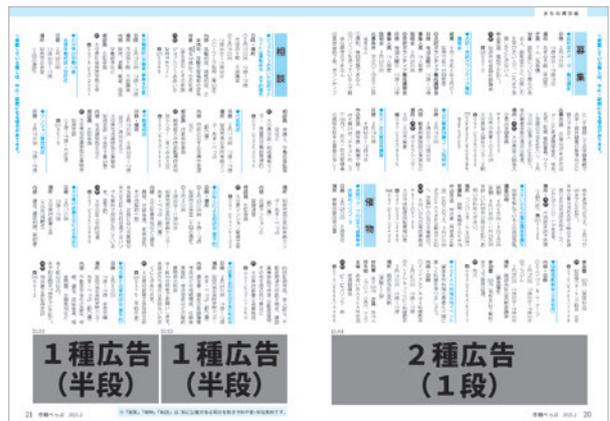
掲載枠数 1号あたり4段程度を予定
(1種広告8枠相当)

※申込多数の場合は抽選になります。



詳しくはこちら

【掲載イメージ】



「まちの掲示板」ページの最下段が広告掲載スペースです。

※広告仕様、掲載条件、申込方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。
(市政⇒広告収入事業⇒市報べっぷ広告募集)

市営住宅入居者募集

別府市住宅管理センター
☎(21)2200

申込期間

3月1日(火)～11日(金)

抽選日 3月19日(土)

◆一般公営住宅(27戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でないこと
- ⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

和されることがあります。単身で申し込む場合

上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当入居日時時点で満60歳以上であること

- ⑦身体障がい者(身体障害者手帳1級～4級)
 - ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)
 - ⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)
 - ⑩生活保護受給者
- ※身障者用住宅は、身体障害者手帳1級または2級保持者で、車いす利用者がいること。

◆特定公共賃貸住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①②③④に加え、次の条件を満たしていること。世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円を超え48万7千円以下

■申込方法
必要書類を添え、期限内に窓口または郵送で提出してください。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項
①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

- ②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は入居できません。
 - ③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
 - ④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。
- 空家情報テレフォンサービス ☎(27)0839(24時間案内)
- 大分県住宅供給公社ウェブ サイト (www.ota-jk.jp)
- 「大分県住宅供給公社」↓
「別府市営住宅」
- 各出張所窓口 間取りのみ

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
光の園	1	H	1	単身者(身障者用)
	1	H	2	単身者
	1	F	5	単身者・家族
	1	L	2	
鶴見	1	F	3	単身者・家族
	1	I	4	
竹の内	1	D	3	家族
	1	F	2	
向原	1	A	3	家族
	1		4	
宮園	1	A	1	家族
	1		3	
	1	B	4	
	1		4	
上野口	1	C	3	家族
	1	A	3	
石垣原	1	B	簡二	家族
	1		4	
北中	1	A	4	家族
	1	B	4	
古賀口	1	C	1	家族
	1		3	
扇山	1	C	3	家族
	1	D	1	
石田	1	A	4	家族
荘園	1	A	4	家族
朝見再開発	1	B	2	家族
浜脇高層	1	—	13	家族
真光寺(特公賃)	1	—	6	家族

◆申し込みにはマイナンバーが必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と本人確認書類を忘れずにお持ちください。

次亜塩素酸水の配布業務終了のお知らせ

昨年からの新型コロナウイルス対策として、本市で生成していた次亜塩素酸水の配布について、消毒液が全国的に不足していた当時と比べ、現在は市場にもアルコール消毒液などが出回り不足も解消されたので、3月末日をもって配布業務を終了します。

☎(21)1134

年度末の路上工事を中止・抑制します

大分県路上工事縮減対策推進協議会において決定された別府市道11路線について、工事による渋滞を緩和するため、年度末の路上工事を中止・抑制します。

中止・抑制期間
2月28日(月) 22時から
4月1日(金) 9時まで
※期間中6時～18時までの間は工事中止。中止時間帯以外は工事抑制。
※詳細は市ホームページをご覧ください。

☎(21)2560

都市計画公園の変更

都市計画公園の変更について公聴会の開催及び素案の縦覧を行います。

主な変更内容

◆3・3・2号

春木川公園の変更

公聴会

日時 3月29日(火)

19時～

場所 市役所5階大会議室

※意見の申出を希望する人は3月14日(月)までに左記

縦覧場所へ「公述申請書」

を提出してください。申

出がない場合は、公聴会

を中止します。中止は告

示及びホームページでお

知らせします。

※傍聴を希望する人は30分

前に会場へお越しください。

い。

※マスク着用。体調の悪い

人は参加をご遠慮くださ

い。

素案の縦覧

期間 2月28日(月)～

3月14日(月)の間の平日

8時30分～17時

縦覧場所・問

都市計画課(市役所3階)

☎(21)1471

別府市 LINE がますます便利に！

▼メニュー画面

生活情報	コロナ情報	防災情報
別府市公式ホームページ	市報べっぶ	べっぶ帰ってきたエール券
休日夜間診療	ごみと資源の収集カレンダー	窓口混雑状況
デジタル行政手続き案内	道路などの不具合通報	受信設定

新機能①

メニューが細分化され、情報にアクセスしやすくなりました！

これまでは6つのメニュー表示のみでしたが、「生活情報」「コロナ情報」「防災情報」と分野ごとのメニューでアクセスしやすくなりました。

新機能②

手続の検索ができます！

ライフイベント(「転入」「転出」「転居」「出生」「死亡」「結婚」「離婚」)ごとの手続について調べることができます。また、「マイナンバーカード」や「マイナポイント」に関することも検索できます。

別府市内の新型コロナ感染状況も配信しています。

別府市 LINE の友だち追加はこちら▶



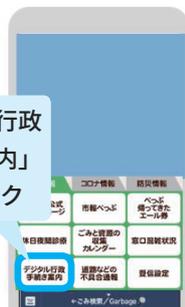
問 情報政策課

☎21-1124

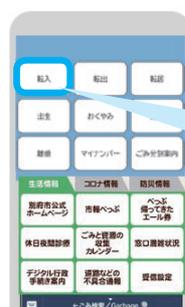
(平日8時30分～17時)

検索方法

「デジタル行政手続き案内」をクリック



調べたい手続をクリック



高齢者向け 緊急医療情報キットを配布します

緊急医療情報キットとは

対象となる人のかかりつけ医や持病、薬剤情報、緊急連絡先などを記載した用紙を、円筒形の容器に入れ冷蔵庫に保管しておき、救急時の迅速かつ適切な救助活動の助けとします。



〈対象要件〉

別府市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの人、または65歳以上の人のみで構成されている世帯

〈キットの内容〉

- ①緊急医療情報シート
- ②保管容器
- ③玄関用シール
- ④冷蔵庫用マグネット
- ⑤緊急医療情報カード(外出時持ち歩き用)

〈申込方法〉

高齢者福祉課または地区担当の民生委員にお申し出ください。

※申請手続や対象要件などの詳細は、右記へお問い合わせください。 問 高齢者福祉課 ☎21-11442

募集 令和4年度別府競輪地域振興事業補助事業



▲令和3年度は、「ドライブインシアター別府」などを実施しました。

競輪事業の収益の一部を、別府市民に広く見える形で還元し、社会貢献を果たすとともに、競輪事業のイメージアップを図るため、補助事業を実施します。予算は総額1,000万円です。（令和4年度予算確定後決定）

補助対象事業

下記に関する取組を行う団体などに対して補助を行います。（総事業費が200万円以上のものとします）

- ①スポーツの振興に関すること
- ②教育・文化交流に関すること
- ③市民生活の向上などに関すること

事業実施期間 令和4年4月～令和5年3月

応募締切 4月8日(金)

※詳細は、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

☎ 公営競技事務所 ☎ 67-5578

市職員の給与と職員数の状況

令和2年度普通会計

のPersonnel Expense Calculation (注1) は、89億5880万円

(歳出に占めるPersonnel Expenseの割合は13.2%)で

した。このうち職員の給与費(注2)は、50億

3220万円です。令和3年4月1日現在の

職員数は、957人で平成29年と比較して30人の

減となっています。

注1：特別職(市長・議員など)に支給された給料・報酬・退職手当を含む

注2：給料+職員手当(退職手当は含まず)の額

※詳細は別府市ホームページでご覧になれます。

HP トップページ↓市政↓人事・行政↓「別府市の給与・定員管理等」

(令和3年度公表分は4月末に掲載予定)

職員課

☎ 1115

◎一般行政職の初任給

大学卒	短大卒	高校卒
188,700円	165,900円	154,900円

[令和3年4月1日現在]

◎特別職の報酬など

区分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
市長	894,000円	令和2年度 6月期 1.700月 12月期 1.650月 計 3.350月
副市長	742,000円	
議長	551,000円	令和3年度 6月期 1.675月 12月期 1.675月 計 3.350月
副議長	496,000円	
議員	463,000円	

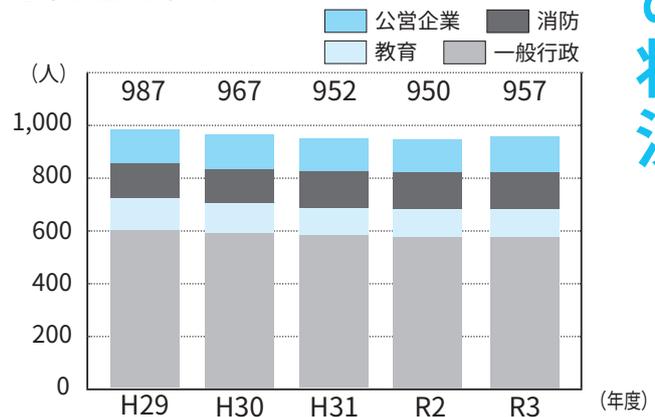
[令和3年4月1日現在]

◎職員の平均給料月額・平均年齢など

区分	平均給料月額	期末勤労手当 支給割合
	【平均年齢】	
一般行政職	328,600円	令和2年度 6月期 2.250月 12月期 2.200月 計 4.450月
	【44歳1月】	
消防職	277,100円	令和3年度 6月期 2.225月 12月期 2.225月 計 4.450月
	【35歳2月】	
技能労務職	279,600円	
	【43歳3月】	

[令和3年4月1日現在]

◎職員数の状況 (各年4月1日現在)



人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめとした人権問題に関する各種相談を電話や面接でお受けします。

日時 毎週月～金曜日

9時～16時

(受付15時30分まで)

※祝日、年末年始は除く。

場所・**申問** 人権啓発センター

（石垣東10丁目）

☎(23) 6163

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 3月24日(木)

16時～18時

場所 光の園子ども家庭支援センター内(荘園)

内容 子どもや子育て環境

に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。

※無料。1人30分程度。

※要予約。

電話で左記へ申込み。

申問 別府市子ども家庭

総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

わたしたちのねがい

部落差別問題を理解し、人権意識を高めましょう

部落差別問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、今なお日常生活で様々な差別を受けているという、日本固有の重大な人権問題です。

平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、特にインターネット上で部落差別行為を助長する行為の現状を踏まえ、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、「部落差別は許されないものである」と明記しています。

なお、別府市は、令和3年4月の「別府市人権教育及び人権啓発基本計画」改訂を受け、同年7月に「部落差別解消の推進に関する基本方針・実施計画」を改訂しました。

差別をなくすために、私たち一人ひとりが部落差別問題を正しく理解し、日本国憲法で保障されている基本的人権が尊重される社会の実現を目指していきましょう。

身元調査につながる不正取得を防ぐために ～登録型本人通知制度について～

「登録型本人通知制度」とは、住民票の写しや、別府市に本籍がある人の戸籍謄抄本などを、本人ではない代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付の事実を通知するものです。

(**申・問**) 市民課 ☎21-1135)

※人権啓発センター(石垣東10丁目/☎23-6163)でも登録申込みができます。

3月の無料人権相談 お気軽にご相談を(予約優先)

日時 3月9日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室

問 共生社会実現・部落差別解消推進課

☎21-1291

別府市気候非常事態宣言

近年、大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加に伴い、世界各地で気候変動、または地球温暖化の影響と考えられる異常気象が著しく増加し、自然環境や経済的被害だけでなく、人的被害も拡大しています。

本市においても、異常気象のリスクについて警鐘を鳴らし、市民や事業者にも問題意識を高めてもらうため、別府市気候非常事態を宣言します。

◆取組の内容を大きく下記の5つに分類します。

- ①公共施設での省エネ・再生可能エネルギーの利活用
- ②地域での資源循環を目指したごみの3R(発生抑制、再使用、再生利用)の一層の加速
- ③自然環境の保全と体験型学習機会の増進
- ④2050年二酸化炭素排出ゼロ
- ⑤知見の収集・整理と情報共有

これらの取組による目標達成のためには、市役所内における政策間連携はもとより、全ての市民や団体の皆様のご理解とご協力が不可欠です。この宣言の趣旨にご協力をお願いします。



問 生活環境課 ☎21-1134